

相澤 育郎

(立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構 専門研究員)

相澤 中村先生、ありがとうございました。お2人のお話を聞いていて、臨床の視点と理論の視点が多分に含まれている、非常に興味深いご報告をいただきました。しかも非常に動的な、ダイナミックなお話でしたが、これからはやや静的と言いますか、そういう意味では面白みがない報告になってしまうかもしれませんが、犯罪からの社会復帰に必要なものをフランスの法制度から、どういったことが言えるか。比較法的な観点からお話したいと思います。



最初の登壇者の紹介の時には森久先生、私、という順番になっていたんですが、ここでは少し順番を入れ替えております。なぜかと言うと、できれば臨床に近い方から順番に、実務や現場に近い方から順番にお話をさせていただくという形になります。最後の法制度に関してはオー

ストラリアのほうが問題解決的というか、問題解決志向的と言ったほうがいいかもしれませんが、変化をした制度を持っています。フランスはどちらかというと、従来の応報的な制度を維持しつつ、その中でいかに社会復帰のための準備とか、手続きを保障していくのかというイメージを私自身が持っていますので、私が先にご報告させていただきたいと思います。

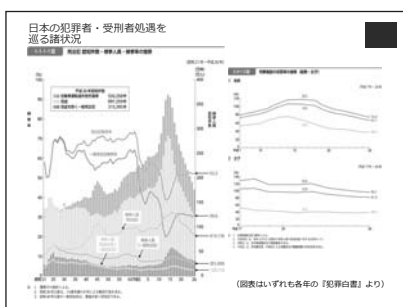


本日の報告は、だいたい以下の3点ですね。日本の現状は最初にもお話ししましたが、簡単にもう一度振り返った上で、フランスのやっていることを見て、日本にどういうふうに伝わったらいいのか、ということをお話したいと思います。

### 報告の要旨

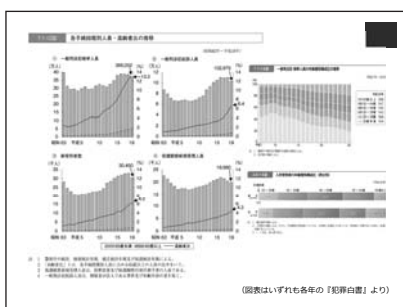
- 日本の犯罪者・受刑者処遇の現状
- フランスにおける拘禁回避・社会復帰施策の検討
- 日本への示唆

皆さん、きっとご存知だと思いますので、簡単に言っておきますと、犯罪の認知件数は平成16年あたりをピークに、そのあとずっと下がっています。これはどこまで下がるのかというのがちょっと今のところよくわかりませんが、下がっています。



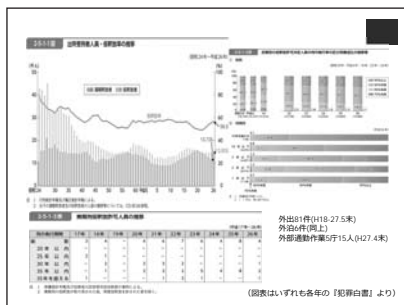
それに対応する形で、右側の図ですが、刑務所の過剰収容が、かつて100%を超えるような状況でありましたが、現在は既決で74.4%と7割程度です。要するに刑務所のキャパシティの7割程度ということになるので、そういう意味では、過剰収容問題は解消されつつあるような状況であります。

最初のところで少しお話もしましたが、高齢者、障害者、特に左側の図は高齢者のほうですが、割合を見たグラフです。見ていただきますとわかりますが、検挙される人、起訴される人、新しく受刑者として入る人、保護観察を受ける人、すべての段階において赤の線、つまり高齢者の方の割合というのは増え続けているわけです。



右側のほうが新しい図ですね。それを見ていただいても、新受刑者で見ると5.2%というふうになっていたんですが、最新の表では男性が9.8で、女性が19か20くらい、だいたい平均17~18%くらいの方が、新受刑者として高齢の方が入ってこられている。この割合は増え続けているというような状況で、高齢者に対する支援、施策が行われるようになってきています。

他方、私自身、問題であると考えているのは仮釈放率の低下です。平成以降、仮釈放率はだいたい6割程度をキープしていたわけです。ただ、23年あたりからずっと下がりがまして、戦後初めて仮釈放率が50%を下回るといったような時期がありました。これは現場では非常に大きな衝撃で



あったようですが、その後、仮釈放の積極化施策というものが打ち出されるようになって、やや盛り返す状況にあります。

しかし、とはいえ、問題が解決したかというところではないと思います。右上のほうの図を見ていただきますとわかりますように、刑の執行率、つまり言い渡された刑罰のうち、何%執行された状態で仮釈放になるのか、という図を見ると、90%以上の方が年々増え続けている状況にあります。これは逆に言うと、仮釈放（保護観察）の期間が短いということですね。そういう意味では、要するに半分くらいの方が仮釈放になるんですけども、その仮釈放になる人のうちの3割は刑がすでに9割執行された状態で釈放されているので、社会内処遇の期間が十分とれていないという問題があると考えます。

また、他の部分は時間の関係で飛ばしますが、右下ですね、外出、外泊、外部通勤作業という、現在の処遇法になって、新しい処遇の形態が認められています。例えば外出は外に出て行って、出所先の準備をしましょうとか、そういうことのために使うはずなんですが、平成18年から27年の5月末までで、延べで81件しか行われていない。また外泊に至っては6件にすぎない。

他方で、外部通勤作業というのは、通常刑務作業は刑事施設の中で行うんで

すが、外部の事業所に通って作業をする、仕事をするというような、新しい処遇方法も出されているわけです。これは平成27年4月末時点で5庁15名の方が受けている。現在はなかなか刑事施設から、社会内処遇の準備が進まないというような状況であります。

そうすると、次のようなものが犯罪からの社会復帰に必要なかということをおもうわけです。つまり、個別的なアセスメントに基づいて、可能な限り拘禁を回避し、あるいは段階的な社会復帰を可能にするような適正、かつ効果的な刑罰制度、刑罰執行制度のようなものがあればいいのではないかと考えています。

刑務所に入る必要はないとなれば、拘禁を回避すればいいのではないかと考えています。仮釈放に関しても、積極化施策をする、しないに関わらず、ちゃんと個別的にアセスメントができていれば、わざわざ国を挙げて積極化しようという、数値目標みたいなものを出さなくても、個別でその状況を見て出せばいいと思うわけなので、もう少しこういったことが柔軟に使えるようなシステムを提案することはできないだろうかというのが私の話です。その際に参考になると考えたのがフランスの制度です。

フランスは実は日本と同じような問題を抱えています。背景や状況は違うんですが、1つは要するに短期自由刑が非常に多い、なのでこれを何とか回避したいというのが1つのモチベーションです。法律は改正されてはいるんですが、実刑を例外化するというような立法が一時期行われていました。実刑にする場合は必ず理由を裁判官が伝えなければならないと、

どのような制度が犯罪からの社会復帰に必要なのか？

- 個別的なアセスメントに基づき、可能な限りの拘禁の回避と段階的な社会復帰を可能にする、適正かつ効果的な刑罰制度

フランスにおける犯罪者・受刑者の社会復帰をめぐる近時の課題

- 短期自由刑の回避・拘禁の最終手段化
- 「乾いた釈放 (sortie sèche)」を回避するための多様な措置

これらを実施するために活用されているのが「刑罰適用裁判官」による「刑の修正」と呼ばれる手続きであり、「更生保護部」と協力のもと行われている

理由なしに実刑はだめだよというような改正が行われた時期もあったんですね。この背景には日本とは異なる事情として、刑事施設の過剰収容があります。フランスはだいたい120%を超えるような過剰収容がここ数年続いていますので、そういった背景がある。背景事情はやや違いますが、刑務所に入れなくておこうという施策を進めています。

もうひとつが、刑務所を出る段階ですね、フランス語ではソルティ・セッシュと言われるんですが、直訳すると「乾いた釈放」です。要するに釈放の段階で何ら司法的な監督や福祉の支援がつかないような釈放をなんとかしようと、そういうのを何とかなくしていこうという施策が行われています。こうした施策を実施するために活用されているのが2つの組織と1つの手続きです。その1つ目が刑罰適用裁判官と呼ばれる組織です。もう1つが更正保護部と呼ばれる組織ですね。そして手続きとして刑の修正という手続きがフランスにはあります。まとめていくと、刑罰適用裁判官による刑の修正という手続きが活用されており、更正保護部という組織がこれに協力をしています。本日はこの3つについて簡単に、残りの時間でお話したいと思います。

刑罰適用裁判官とは何かと言いますと、これは1958年に創設されている、いわゆる行刑裁判官制度と呼ばれる制度の1つです。フランス以外にもイタリアが1930年に、ポルトガルが1944年に同様の制度を設けています。イタリアの制度に関しては、最近、龍谷大学の浜井先生がいろいろと日本に紹介をされていますが、それと類似するものだというふうにはとまらずには考えて差し支えないと思います。各大審裁判所、日本で言う地方裁判所に1名、ないし複数名が配置される司法官です。フランスは司法官制度をとっていますので、裁判官が判決裁判所の裁判官になることもあれば、刑罰適用裁判官になることもありますし、検察官になることもあります。任期は10年で、合議体を組むことがあります。合議体を組む場合は刑罰適用裁判所と呼ばれま

#### 刑罰適用裁判官(Juge de l'application des peines: JAP)とは何か？

- 1958年に創設された行刑裁判官制度の一種で、フランス以外にもイタリア(1930年)、ポルトガル(1944年)にも類似の制度が存在する
- 各大審裁判所(173)に1名ないし複数名配置される司法官であり、任期は10年。合議体(3名: JAP)の場合は刑罰適用裁判所となる。フランス全土でおよそ390名(2015年)
- 各行刑施設には、刑罰適用裁判官、行刑施設の長と検察官から成る刑罰適用委員会と呼ばれる諮問機関が置かれる

す。フランス全土でおよそ 390 名ですね。ちなみに刑罰適用裁判官、フランス語では Juge de l'application des peines と言うんですが、略すと JAP と言うわけですね。ですので、JAP、JAP とよく出てきますが特に気にしないでください。そういうふうに略されているという話です。各行刑施設には、この刑罰適用裁判官と、行刑施設の長と検察官から構成される、刑罰適用委員会という諮問機関もあります。

どういう役割りを果たすのかはこのあとのところで説明していきます。刑罰適用裁判官は大きく分けて3つくらいの役割を担っています。1つが社会内処遇や社会内刑罰の監督者としての役割で、要するに保護観察とかに付されている義務の変更等を刑罰適用裁判官は行います。もう1つが、諸々の司法行政的業務の管理者です。例えば行刑施設に訪問して、執行状況を確認したりとか、あるいは公益奉仕労働を提供する法人の認可という非常に事務的な作業を行います。最後は刑の修正手続きの決定者、今日はこれを中心にお話します。

### 刑罰適用裁判官はどのような役割を担っているのか？

- 社会内処遇・社会内刑罰の監督
- 判決裁判官によって言い渡された保護観察執行猶予や公益奉仕労働などに付される遵守事項等の管理・変更
- (司法)行政的業務の管理者

行刑施設への訪問、執行状況の確認、受刑者との面談、更生保護部の活動方針・業務の評価、公益奉仕労働提供法人への許可ほか

- 「刑の修正」の決定

刑の修正というのはどういったものか要約すると次のようなものです。判決裁判所によって言い渡された拘禁刑をその執行前、または執行中に一定の活動に従事することを条件に、回避または緩和をする刑の執行制度の変更手続きのことで、刑の修正というとは勘違いされるんですが、刑罰適用裁判官は判決裁判所の判決自体を修正するわけではありません。あくまで刑を執行する方法を変更するというのがその役割です。

### 刑の修正(aménagement des peines)手続きとは何か？

- 判決裁判所によって言い渡された拘禁刑を、その執行前または執行中に、一定の活動に従事することを条件に、回避または緩和をする、刑の執行制度の変更手続き

刑事判決	刑の執行前の修正	刑の執行中の修正
判決裁判所 実刑（または執行猶予等）	半自由、国外作業、電子監視、 刑の執行停止、仮釈放、刑の置換	刑罰適用義務者 国外作業、半自由、電子監視、外出許可、監外外出許可、刑の分擔または執行停止、仮釈放、刑の軽減期間の取消し、
	2年以下の実刑	各措置によって異なる

そして特長的なのは、この変更が刑の執行前と執行後、両方できるということです。つまり判決裁判所が実刑を言い渡した場合、2年以下の実刑であれば、刑罰適用裁判官は刑が執行される前に半自由とか構外作業とか電子監視とか、あるいは、条件が満たされれば仮釈放とか、要するに拘禁の緩和、ないしは回避の措置を決定することができます。他方で、刑の執行中、同じような措置を条件に合えば認めることができます。例えば半自由というのは日本における外部通勤作業に類するものです。昼間だけ刑務所の外に出て、夜だけ帰ってくるという制度ですが、そういうことができることになっている。この手続きのことを刑の修正と言います。

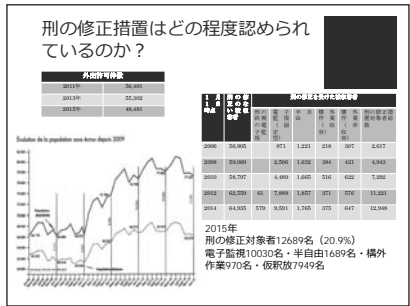
どのような手続き構造なのかは細かいところまであまり説明できませんが、手続きの開始は刑罰適用裁判官の職権、検察官または受刑者自身の請求によりできます。なので、先ほどのいろいろな措置を受刑者自身がそろそろ認めてくれというふうに刑罰適用裁判官に訴えることができます。刑罰適用裁判官はその訴えを聞いた場合、その措置の内容によって手続きが若干異なるんですが、比較的軽い手続きの場合であれば、刑罰適用委員会の意見のみで決定します。刑務所から永続的に出るような決定の場合であれば、対審弁論を開いて、そこで検察官と受刑者自身から意見を聞くわけですね。この人は本当にちゃんとやる気があるのかというようなことを審問する手続きを経なければなりません。

そしてもうひとつ特長的なのは、そうした刑罰適用裁判官のすべての決定に対して、受刑者ないし検察官が不服を申し立てることができるということです。第2審の控訴院刑罰適用部に対して、この不服を訴えることができる。刑の執行手続きが司法化されている、ないしは裁判化されているといったような説明の仕方がされます。

刑罰適用裁判官の決定はどのようになされているのか？

裁判所	決定するまで	
	裁判官への控訴	第一の控訴
地方裁判所(控訴院刑罰適用部)	命令 検察官と受刑者本人の意見	判決 検察官(検察、受刑者は参加しない)
第1審(JAIF/TAP)	JAPFの命令に対する控訴	JAPFおよびTAPFの判決に対する控訴
第2審(JAIF/TAP)	刑罰適用裁判官(JAPF) 命令	刑罰適用裁判所(TAPF) 判決
刑罰適用委員会の意見	行刑部の代表者の意見および 対審弁論	行刑部の代表者の意見および 対審弁論
対象：再出許可の決定、保釈権 帰国に付する懲罰の決定等	対象：構外作業、半自由、 電子監視および釈放の決定、 または取消し	対象：保安期間の解除、 刑罰中の刑罰執行の決定等、 または取消し
手続の開始：JAPFの職権、検察官または受刑者から言い渡された者の請求		

実際にこの刑の修正が数としてどれくらい認められるのかというと、こうなっています。あまり時間がないので細かく見られませんが、外出許可は年間4万件から5万件認められています。右側は半自由とか、構外作業とか、電子監視の数を出していますが、例えば電子監視は2015年であれば10,030人、この場合の電子監視というのは在宅拘禁の確保、いわゆる固定型の電子監視で、GPS型ではありません。半自由は1700件程度ですね。仮釈放はだいたい年間で7,000名から8,000名の方が対象になっています。



この具体的な措置の内容に関しては私のレジュメの最後のページをちょっと見ていただければと思います。字が細かくて見づらんですが、私自身は現在日本にある外出、外泊、外部通動作業、仮釈放という制度はフランスにある制度と同じような使い方ができるのではと考えています。わざわざ、新しく電子監視を作らなくても今あるものの応用でできるのではないかと。しかしそのためにはいろいろと認める要件や、先ほどの手続きのような点で、改善すべき点は多い。

それを検討するのにこういう表を作りました。左側のフランス、例えば先ほど言った半自由であれば、職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療、この目的が認められる場合であれば、昼間、刑務所の外へ出られるというような制度です。これは日本の外部通動作業に類似する制度なんです

参考①	フランス (フランス)	フランス (EU)
対象の刑種	1年未満の懲役、3年未満の禁錮、3年未満の自由刑、3年未満の禁錮、3年未満の禁錮、3年未満の禁錮	1年未満の懲役、3年未満の禁錮、3年未満の禁錮
対象者	1年未満の刑を宣告された者または禁錮3年未満以下の刑を宣告された者(1年未満の刑を宣告された者)	1年未満の刑を宣告された者
要件	1. 犯罪の性質が軽微であること 2. 犯罪の発生が偶発的であること 3. 犯罪の発生が偶発的であること 4. 犯罪の発生が偶発的であること	1. 犯罪の性質が軽微であること 2. 犯罪の発生が偶発的であること 3. 犯罪の発生が偶発的であること 4. 犯罪の発生が偶発的であること
措置が認められる期間	1年以内	1年以内
措置の内容	1. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 2. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 3. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 4. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療	1. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 2. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 3. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 4. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療
留意点	1. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 2. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 3. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 4. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療	1. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 2. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 3. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 4. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療
留意点	1. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 2. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 3. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 4. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療	1. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 2. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 3. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 4. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療
留意点	1. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 2. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 3. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 4. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療	1. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 2. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 3. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 4. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療

参考②	フランス (フランス)	フランス (EU)
対象の刑種	1年未満の懲役、3年未満の禁錮、3年未満の禁錮	1年未満の懲役、3年未満の禁錮、3年未満の禁錮
対象者	1年未満の刑を宣告された者	1年未満の刑を宣告された者
要件	1. 犯罪の性質が軽微であること 2. 犯罪の発生が偶発的であること 3. 犯罪の発生が偶発的であること 4. 犯罪の発生が偶発的であること	1. 犯罪の性質が軽微であること 2. 犯罪の発生が偶発的であること 3. 犯罪の発生が偶発的であること 4. 犯罪の発生が偶発的であること
措置が認められる期間	1年以内	1年以内
措置の内容	1. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 2. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 3. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 4. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療	1. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 2. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 3. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 4. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療
留意点	1. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 2. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 3. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 4. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療	1. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 2. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 3. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 4. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療
留意点	1. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 2. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 3. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 4. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療	1. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 2. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 3. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 4. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療
留意点	1. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 2. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 3. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 4. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療	1. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 2. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 3. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療 4. 職業活動、研修、学科教育、家族生活への参加、医学的な治療



が、日本の場合はあくまで外で作業をするとか、職業訓練を受けるという範囲でしか認められていないので、その点は非常に狭いと思います。ただし、許可要件や認められる活動の枠を広げることによって同じような使い方ができるだろうというのが私の考えです。ほかの措置も同じような考え方を持っています。そちらでご確認いただければと思います。

次に刑の修正手続きに関与している、更生保護部（SPIP）という組織です。これは保護観察所のイメージが一番近いだろうと思います。1999年のデクレによって、それまで社会内で活動していた、保護観察・被釈放者支援委員会と、刑事施設内にあった社会教育部門が統合して作られた組織です。全国に130置かれており、各ディレクターはDSPIPといいます。更生保護官というのは直訳すると、社会参加と保護観察のための行刑的カウンセラーとなり、CPIPと略します。このSPIPの職員は近年増員されています。2006年は2,763名だったのが、2015年には4,538名と非常に手厚く増やされているということです。

### 更生保護部（Service pénitentiaire d'insertion et de probation）とはどのような組織か？

- 1999年のデクレにより、それまで社会内で活動していた保護観察・被釈放者支援委員会（CPAL）と刑事施設内の社会教育部門が統合されてきた組織
- 全国103（支部167）に置かれ、各SPIPディレクター（DSPIP）のもと更生保護官（conseillers pénitentiaires d'insertion et de probation: CPIP）らが活動

	2006年1月1日	2010年1月1日	2015年1月1日
行刑施設数	26,054	18,417	26,535
受刑者	429	156	302
刑務官	22,381	16,347	20,734
<b>CPIP数</b>	<b>470</b>	<b>464</b>	<b>488</b>
更生保護官	2,763	2,825	2,915
社会参加	715	700	616
その他	2029	2,124	2,298

このCPIPの役割はどのようなものかという、まず施設内において受刑者の医療や職業訓練、労働へのアクセスを確保して社会復帰の準備を行う。これは非社会化との戦いと言われます。また社会内処遇においては、公益奉仕労働や仮釈放、電子監視等に付されている義務の遵守を確保しながら社会復帰を援助します。そして刑罰適用裁判官の決定に先立って、対象者に関する有益な情報を集める、社会調査のようなことも行っています。

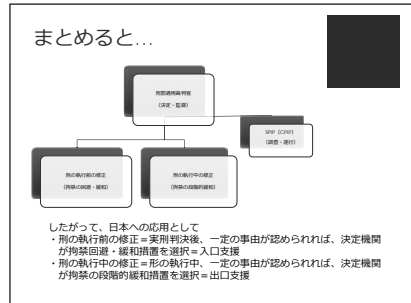
### CPIPの役割はどのようなものか？

- 行刑施設内において受刑者の医療、職業訓練および労働へのアクセスを保障し、釈放と社会復帰の準備を行う（非社会化との戦い）
- 社会内処遇において公益奉仕労働、仮釈放および電子監視等に付される義務の遵守を確保しながら、社会復帰を援助する
- JAP等の決定に先立ち、対象となる者に関する有益な情報を集める

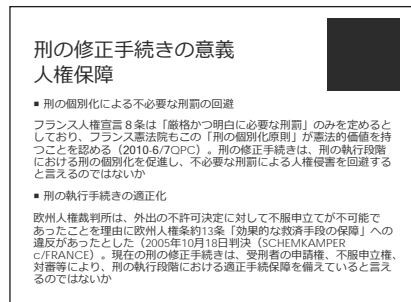
CPIPの活動状況		刑罰適用裁判官の決定に先立って、対象者に関する有益な情報を集める
2011	26,535	18,756
2012	26,228	19,756
2013	26,228	19,756

例えば、先ほどの話に出た刑の執行前の修正であれば、このCPIPの調査が年間35,000件程度行われています。他方で、先ほどの対審弁論ですね、刑の執行中の修正のための対審弁論のための調査であれば、年間15,000件から20,000件程度、かなりの数が行われています。この組織自体も非常に広い役割を担っているということです。

全体を要約するとこういう形になっています。もし日本で応用するのであれば、刑の執行前の修正を入口支援のような形で使えないか、つまり刑務所に入らないようにする手続きとして。そして刑の執行中の修正は、現在の制度をより動的なものに変え、段階的な社会復帰を実現するための、出口支援のための制度として応用できないか、というのが今の私の考えです。



刑の修正手続きの意義はどういったところにあるのか。時間もあまりありませんので簡単に見ておきますが、1つはこの手続き自体が人権保障に資すると考えられるということです。どういうことかということ、フランス人権宣言の8条は「厳格かつ明確に必要な刑罰」という原則を定めています。これは言い換えると、不必要な刑罰は人権侵害になるという考え方です。形式的であったり、不必要な刑罰というのは人権侵害であると。だから刑というのはちゃんとその人に見合った形で個別化されていなければならないというのが刑の個別化原則です。通常、刑の個別化というのは判決段階で行うものなのですが、フランスの場合はそれを刑の執行段階にまで引き延ばして、



刑の執行段階での刑の個別化、拘禁の回避というものを行う制度になっています。そういう点で人権侵害を回避すると言えるのではないかと私は考えています。

もう1つは刑の執行手続きの適正化という観点です。これは欧州人権裁判所が2005年に出した判決ですが、ある受刑者が外出許可を刑罰適用裁判官に求めた際に不許可の決定を受けました。当時は不服申し立ての手続きがまだなかったもので、それを受刑者が欧州人権裁判所に訴えた結果、欧州人権裁判所は13条違反、つまり効果的な救済手続きの保障の違反があったということでフランスに有罪を言い渡しました。現在の刑の修正手続きは、受刑者の申請権、不服申し立て、対審弁論等によって、適正手続き保障を備えていると言えるのではないかと考えています。

もう1つが、再犯予防という観点です。フランスでも再犯予防の重要性が訴えられて久しいわけですが、なかなか実証的な研究は進んでいません。数少ないものとして、アニー・ケンセーという人が行った、2013年のコホート研究があります。2002年の1月1日から12月31日に釈放さ

れた、すべての受刑者を対象に5年間追跡して、再有罪判決率と、再実刑有罪判決率を、刑の修正を何も受けなかった人、仮釈放以外の刑の修正を受けた人、仮釈放を受けた人で比較をしたものです。これをざっと見ておくと、要するに全体として刑の修正を受けたほうが、再有罪判決率が下がっているということです。仮釈放を受けた人は受けていない人に比べて、5年以内の再実刑有罪判決率は半分に下がるというような調査結果が出ています。これはまだ他にも効いている要因があるだろうし、もう少し検討しないとイケない留保付きの研究ではありますが、再犯予防に対して一定の効果が見込めるのではないかと、という予測は立つかなと思います。ただし、付け加えておくと、私自身はこの制度や手続きが再犯予防だけというよりも、もう少し広い意味での効果を考えてい

### 刑の修正手続きの意義 再犯予防

- 2002年1月1日から12月31日までに釈放されたすべての者を対象とし、釈放後5年間追跡したコホート研究 (Kensey, 2013)
- 刑の修正を受けていない者は、これを受けた者に比べて再度の有罪判決を言い渡される確率が高い
- 刑の修正を受けていない者は、仮釈放を受けた者に比べて、自由刑有罪判決で再び実刑を言い渡されるリスクが2倍

	再犯率 (%)	Odds Ratio	Value P	自由刑有罪判決率 (%)	Odds Ratio	Value P
刑の修正なし	63	1		56	1	
仮釈放以外の刑の修正	55	0.66(0.59-0.74)	***	47	0.70(0.62-0.78)	***
仮釈放	39	0.60(0.54-0.68)	***	30	0.51(0.45-0.58)	***

けないかと思います。例えば、外出を使ったことによって、福祉施設にうまくつながったとか、そういう再犯予防以外の、もう少し細かなところでの評価も必要だろうと思っています。

しかしですね、フランスも決して理想郷ではないということも知っておいていただきたいと思います。行刑施設の過剰収容は深刻ですし、費用もどんどんかかるようになっていきます。また先ほど見たように、JAPやCPIPの労働は過重になっています。また、これは欧州全体を通じて言われていることだと思うんですが、保護観察の刑罰化ということも問題にされています。ProbationからPrisonbationへと言われています。またTravail Socialの排除、Travailというのはフランス語でワークですね、仕事、英語のSocial workのことですが、保護観察の中でのSocial workの後退というものも指摘されています。

とはいえ、こうしたCPIPとJAPによるアセスメントと刑の修正を通じた拘禁の回避、または段階的な社会復帰を可能にする、適正かつ効果的な刑罰制度を有するフランスから日本における犯罪からの社会復帰を考えることができるのではないか、日本の制度の不足を補うようなことができるのではないかと考えています。

最後に、ちょっとお知らせというか、宣伝をさせていただきます。このシンポジウムに共催として加わっています、われわれの第3期 R-GIRO「修復的司法観による少子高齢化社会に寄り添う法・社会システムの再構築」のホームページが出来ています

### しかし、フランスも決して理想郷ではない...

- 行刑施設の過剰収容
- 膨らみ続ける行刑関連費用
- 遅れるCPIPの調査と刑の修正をためらうJAP
- JAPとCPIPの過剰な業務負担
- 保護観察の刑罰化 (ProbationからPrisonbationへ)、Travail Socialの排除

とはいえ、CPIPとJAPによるアセスメントと、刑の修正を通じた拘禁の回避または段階的な社会復帰を可能にする、適正（人権保障）かつ効果的（再犯予防）な刑罰制度を有するフランスから、日本における犯罪からの社会復帰に必要なものを考えることができるのでは（なお検討すべき事項は多いが...）

### お知らせ

第3期R-GIRO「修復的司法観による少子高齢化社会に寄り添う法・社会システムの再構築」のHPができました (<http://www.rims.org>)。研究会情報等、随時更新しておりますので、ぜひご覧ください。



(<http://www.rrjhs.org>)。私もブログを更新したりしていますし、研究会も公開の形でやっているものも多いですので、ぜひ関心のあるものに参加いただければと思います。あとでリーダーの若林先生から少しお話いただけるかと思いますが、最後に宣伝させていただきました。ご静聴、ありがとうございました。  
(拍手)